

平成28年度第4回富津市介護保険運営協議会会議録

1. 日時 平成29年2月22日（水） 開会 午後3時28分

閉会 午後4時24分

2. 場所 富津市役所 2階 第2委員会室

3. 出席委員

渡 辺 務 （市議会議員） 白 石 良 造 （被保険者）

榎 本 栄 子 （被保険者） 小 林 美奈子 （被保険者）

大 塚 坦 造 （保健医療関係者） 井 戸 義 信 （福祉関係者）

小 柴 貞 雄 （福祉関係者） 古 堀 真由美 （サービス事業者）

今 木 康 之 （サービス事業者） 亀卦川 明 （サービス事業者）

4. 欠席委員

小 泉 定 男 （被保険者） 原 田 則 雄 （学識経験者）

三 枝 奈芳紀 （保健医療関係者） 熊 切 篤 （保健医療関係者）

藤 野 勉 （サービス事業者）

5. 議件

（1）議案第1号 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

（2）議案第2号 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

（3）議案第3号 地域包括支援センターの運営業務委託先法人の選定の承認について

6. 報告

（1）報告第1号 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

（2）報告第2号 高齢者福祉・介護保険に関するアンケートの概要について

7. 事務局職員

高橋市長、磯貝健康福祉部長、坂本介護福祉課長、小泉介護福祉係長

大川高齢者支援係長、山田主任主事、山田主任主事

会議開催結果

1 会議の名称	平成28年度第4回富津市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成29年2月22日（水） 午後3時28分～午後4時24分
3 開催場所	富津市役所 2階 第2委員会室
4 審議等事項	1 議件 議案第1号 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について 議案第2号 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について 議案第3号 地域包括支援センターの運営業務委託先法人の選定の承認について 2 報告 報告第1号 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について 報告第2号 高齢者福祉・介護保険に関するアンケートの概要について
5 出席者	【委員】 渡辺 務、白石 良造、榎本 栄子、小林 美奈子、大塚 坦造、井戸 義信、小柴 貞雄、古堀 真由美、今木 康之、亀卦川 明 【市長】 高橋 恭市 【事務局】 磯貝健康福祉部長、坂本介護福祉課長、小泉介護福祉係長、大川高齢者支援係長、山田主任主事、山田主任主事
6 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	
8 傍聴人数	0人 （定員2人）
9 所管課	健康福祉部 介護福祉課 介護福祉係 電話 0439-80-1262
10 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

発言者	発言内容
小泉係長	開会（15：28） 定刻前ではありますが、本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。 本日、今現在 10 名の方に出席いただいております、委員定数 15 名の過半数を超えておりますので、介護保険運営協議会は成立いたします。 なお、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。 それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。
渡辺会長	はじめに、会長あいさつでございます。渡辺会長お願いいたします。 皆さんこんにちは。 委員の皆さんには、お忙しい中、第 4 回の介護保険運営協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。 平成 27 年度の介護保険法改正によりまして、要支援者が利用する介護保険サービスのうち、訪問介護と通所介護につきましては、市町村が地域の実情に応じた取り組みをする、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業への移行など、大幅な見直しが進められているところであります。 富津市も平成 29 年 4 月 1 日よりサービスに対応するために、準備が進められているところだと思います。 同時に国では、介護保険法関連法令の改正を協議しているところでありまして、利用者負担割合の見直しや、応能負担の見直しなどが、国会に提出されているところであります。 このような状況の中、いよいよ来年度、平成 29 年度は、第 7 期の事業計画策定年度を迎える訳ですが、担当課はもとより、本運営協議会の果たすべき役割も重大であると考えております。 本日の会議内容につきましては、お手元の会議次第に記載のとおりですが、各議案につきまして、委員の皆さんの忌憚のない御意見を

小泉係長 高橋市長	いただきまして、富津市の介護保険事業の充実に資する会議となりますことをお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。次に、市長あいさつでございます。 こんにちは、本日は、大変お忙しい中、第4回の介護保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃から本市の介護福祉行政に対しまして、多大なる御理解と御協力をいただいておりますことを、この場をお借りして、心から厚く御礼を申し上げます。 さて、先ほど渡辺会長のご挨拶にもございました、先般、介護保険関係法令改正法案につきまして、閣議決定がされ、制度改正の方向性が示されたことは、既に皆さんご存知のとおりでございます。 また一方で、地域共生社会の実現に向け、厚生労働省は、我が事・丸ごと地域共生社会実現本部を設立し、介護保険制度の見直し、介護・障害福祉の報酬改定、生活困窮者自立支援制度の見直しなどをとらせ、具体的な改革を進めるとしております。 この地域共生社会とは、住民一人ひとり、あるいは地域の多様な主体が、我が事、私事として参画をしていただき、人・資源が世代や分野を越えて、丸ごとつながる社会を指すものであり、その実現のため、行政の公的支援は、縦割りから、丸ごとへと転換する方向性を示すものであります。 今後も国の動向をしっかりと注視をしながら、地域共生社会の実現に向け、積極的に展開してまいりたいと考えております。 また、富津市では、平成30年度から始まります、第7期介護保険事業計画の策定のため、重要となるアンケートを実施しているところでございます。 本アンケート結果を基にいたしまして、来年度は先ほど申し上げましたように、第7期事業計画の策定年度となりますので、皆様方のお一層の御支援と御協力をいただきますよう、お願いを申し上げる次第であります。
----------------------	--

小泉係長	さて、本日の会議内容につきましては、会議次第のとおり、議題3件、報告2件でございます。 よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、会議冒頭にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、議事でございます。富津市介護保険条例施行規則第5条の3第1項の規定によりまして、会長が会議の議長とされておりますので、議事進行を、渡辺会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。
渡辺委員	それでは、議長を務めさせていただきます。 まず、私から、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。 古堀委員を議事録署名人に指名しますので、よろしくお願い致します。 それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。 議案第1号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」を議題といたします。 なお、本議案については、平成29年2月3日付けで富津市長から諮問のありました議案でございます。 事務局の説明を求めます。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	はい、山田主任主事。
山田主任主事	議案第1号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」ご説明申し上げます。 本議案の地域密着型サービス事業所の指定は、市町村長が行うことと、介護保険法第78条の2に規定されており、その際に被保険者その他の関係者の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めることと規定されておりますことから、本運営協議会に、ご審議をお願いするものでございます。 資料の1ページをご覧ください。 この度、株式会社ヤックスケアサービス代表取締役根本幸男より、富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第3条の3に

	規定されております、指定事業所指定更新申請書の提出がありました。 具体的には、指定地域密着型通所介護事業所であります、ヤックスデイサービスセンター富津、場所としては、千種新田、ヤックスドラッグ富津大貫店内に所在する事業所ですが、こちらの事業所に係る指定の有効期間が平成 29 年 3 月 31 日をもって満了となることから、平成 29 年 4 月 1 日からの指定更新を受けようとするものです。 資料の 2 ページ・3 ページをお開きください。 事業所の指定の際の審査項目を一覧にしたものを掲載してございます。 右端のチェック欄が、2 列に分かれておりますが、その左側にチェック項目に対する答えを記入してあり、右側の横棒は、チェック項目に記載した内容そのものが指定基準でない場合、又はチェック項目自体が本件に該当しない場合を表し、丸は指定基準に適合していることを表しております。 提出された書類の確認と、介護福祉課職員による事業所の現地確認を平成 29 年 2 月 10 日に実施したところ、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定します、事業所が遵守すべき基準に全て適合していることから、指定について、ご審議をお願いするものでございます。 以上で、議案第 1 号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 事務局の説明は終わりました。 事務局の説明によると、介護福祉課の職員の現地の確認及び提出された書類を確認したところ、事業者が遵守すべき基準を全て満たしているとのことでした。 これを踏まえて、委員の皆さん、ご意見、ご質疑ございませんでしょうか。
渡辺会長	
大塚委員	はい、議長。
渡辺会長	大塚委員どうぞ。

大塚委員	介護福祉課職員による、現地確認を行ったとのことですが、何名で実施したのでしょうか。
坂本課長	はい、議長。
渡辺会長	坂本課長。
坂本課長	2名の職員により現地確認を実施しております。
大塚委員	議長。
渡辺会長	大塚委員。
大塚委員	2名というのは何か規定等決まっているのですか。
坂本課長	議長。
渡辺会長	坂本課長。
坂本課長	特に規定があるわけではございませんが、今回含め、通常2名で対応しております。
今木委員	議長、よろしいでしょうか。
渡辺会長	はい、今木委員どうぞ。
今木委員	1点目は、看護職員についてですが、非常勤職員2名が配置されているということですが、具体的な勤務形態はどのような状況でしょうか。
	2点目として、緊急時の対応について、丸がついておりますが、非常に重要な項目だと思いますので、具体的にどのような措置がなされているのか、お伺いしたいと思います。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田主任主事	まず、看護職員の具体的な勤務形態についてですが、本事業所において、週に6日間営業されているなかで、2名の看護師が3日間ずつ配置されているところです。
	なお、当該看護師については、機能訓練指導員として職務を兼務している状況ですが、それぞれ、配置すべき最低限の基準については上回って配置されているところです。
今木委員	看護職員については、営業時間中にいる必要はないという解釈でよろしいでしょうか。

山田主任主事	看護職員の具体的な最低限の配置基準については、営業日毎に2時間以上の配置が義務付けられているところですが、本事業所においては、1日あたり3時間の配置となっております。
今木委員	わかりました。
山田主任主事	続いて、2点目の緊急時の対応についてですが、各関係機関等への連絡体制や、事業所職員の連絡・連携体制が整備されているとともに、実際の緊急時にすぐに対応が可能となるよう、紙媒体としての掲示がなされている等、必要な対策が採られていることを確認しております。
今木委員	よろしいでしょうか。
渡辺会長	今木委員どうぞ。
今木委員	はい、緊急時ということで、必要な病院等との連携は採られているのでしょうか。特別養護老人ホーム等では、協力病院との連携が必要ですが、デイサービスにおいては如何でしょうか。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田主任主事	通所介護における、指定基準においては、協力医療機関等との連携に関する規定はございません。地域密着型サービスの中でも、今木委員がおっしゃったとおり、特別養護老人ホームや、グループホームの指定基準においては、協力医療機関との提携の必要性があるところがございます。本規定につきましては、現行の介護保険関係法令において、わかりやすくお伝えすると、宿泊を伴うサービスについて、義務付けられていると解釈しております。
今木委員	わかりました、ありがとうございます。 もう1点よろしいでしょうか。
渡辺会長	はい、どうぞ。
今木委員	食材費 600 円と記載がございますが、この金額については、食材の費用としての金額でしょうか、利用者の負担費用となると、この他に加工費等がかかってくるのでしょうか。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。

山田主任主事	本金額については、調理加工費用も含まれる金額となります。つまり利用者さんが、食事の提供を受けた際に、ご負担いただく金額が、こちらに記載された金額となります。
今木委員	わかりました、ありがとうございました。
渡辺会長	他にご質疑、ご意見ございますでしょうか。 ……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。 本議案「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である」との答申をしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。 ……委員から「異議なし」の声あり……
渡辺会長	異議なしと認めます。それでは、議案第1号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の本運営協議会の意見は、「指定することが適当である」との答申といたします。 この答申書の文面につきましては、私に一任いただいてよろしいでしょうか。 ……委員から「異議なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、そのように取り扱わせていただきます。 続きまして、議案第2号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」を議題といたします。 なお、本議案についても、平成29年2月3日付けで富津市長から諮問のありました議案でございます。 事務局の説明を求めます。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田主任主事	それでは引き続きまして、議案第2号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」ご説明申し上げます。 本議案につきましても、只今ご審議いただきました、第1号議案と内容としては同様のものがございます。 資料の4ページをご覧ください。

	この度、有限会社朝日興業代表取締役小林健一より、富津市介護保険法に基づく事業所の指定等に関する規則第3条の3に規定されている、指定事業所指定更新申請書の提出がありました。 具体的には、指定地域密着型通所介護事業所である、デイサービスセンターあさひ、場所は、天羽東中学校近くの上後に所在する事業所でございます。 こちらの事業所に係る指定の有効期間が平成29年3月31日をもって満了となることから、平成29年4月1日からの指定更新を受けようとするものです。 資料の5ページ・6ページに先ほど同様のチェック表を掲載しております。 提出された書類の確認と、介護福祉課職員による事業所の現地確認、こちらも、職員2名により平成29年2月13日に実施したところ、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定する、事業所が遵守すべき基準に適合していることから、指定について、ご審議をお願いするものでございます。 以上で、議案第2号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 事務局の説明は終わりました。 事務局の説明によると、先ほどと同様に、介護福祉課の職員2名による現地確認、及び提出された書類を確認したところ、事業者が遵守すべき基準を全て満たしているとのことでした。 委員の皆さん、ご意見、ご質疑ございませんでしょうか。 はい。 今木委員。 何度も申し訳ないですが、看護職員についてですが、基準チェック表の中で、文言として、専ら当該サービスの提供に必要な職員の確保という事ですが、この専らとは、専従でなければならないと思いますが、本事業所においては、兼務の非常勤職員が1名配置されていると
渡辺会長	
今木委員	
渡辺会長	
今木委員	

山田主任主事 渡辺会長 山田主任主事	いう状況だと思いますが、この兼務と専従の解釈は如何でしょうか。 単純に考えると、専従の配置基準であるにも関わらず、兼務では基準を満たさないと考えられるが、どうでしょうか。 はい、議長。 山田主任主事。 まず、専らの解釈については、今木委員のおっしゃられるとおりで間違いありません。
	配置基準にあります1以上確保するために必要な数という部分について、先ほど議案第1号でも少し触れましたが、基準の解釈通知や、これまで、通所介護の指定権限を千葉県が有する中で、事業者に対して指導してきた基準の解釈あるいは、国のQ&Aも含めまして、営業日毎に各2時間以上というものが、最低条件になっているところです。 この看護職員を配置すべき最低条件の時間においては、専ら看護職員の職務に従事すべきですが、その時間に加え勤務する時間帯については、例えば機能訓練指導員として従事することは、差し支えないということになります。 つまり例えば、当該職員が1日2時間の勤務を行っている場合であって、看護職員と機能訓練指導員を兼務しているのであれば、これは基準に適合しないこととなりますが、看護職員として2時間勤務し、その後機能訓練指導員として2時間勤務し、合計4時間の勤務が確認できる場合にあっては、当該基準に適合しているということになりますので、具体的に中味を見て、基準に適合しているかを判断させていただいております。
今木委員	わかりました。本件については、機能訓練指導員との兼務となっているということでよろしいですね。
山田主任主事 渡辺会長	はい、議長。 はい、山田主任主事。
山田主任主事	本事業所について、看護職員が兼務している職種は、機能訓練指導員でありました。具体的な勤務時間としますと、看護職員として3時間、機能訓練指導員として2時間の勤務をされているところです。

今木委員	ありがとうございました。
渡辺会長	他にご質疑ございませんでしょうか。
小林委員	はい。
渡辺会長	小林委員どうぞ。
小林委員	今、デイサービス事業所含め、職員の確保という所が、とても大変だと思うのですが、この利用定員 18 人という施設で、実際に利用者の数としては、どの程度あるものなののでしょうか。
	現地確認を行ったときのおおよその数字でも、週平均の利用実績等の数字でも構わないので、教えていただきたいのですが。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	どうぞ、山田主任主事。
山田主任主事	手持ち資料では、お示しできる数字が無く申し訳ありませんが、介護給付の観点から、実際の利用人数を調べ正確な数字をお答えすることは可能です。
	只今お話しいただきました、現地確認時の状況としてですが、議案第 1 号の案件については、営業時間後に当該確認を実施しましたが、本議案については、営業時間中に実施したところでありましたので、議案第 2 号の事業所につきましては、おおよそ 8 名から 10 名程度の利用者があったところです。
	また、各事業所につきまして、地域密着型サービスへの移行に伴い、運営推進会議の設置があり、その会議には、市の職員も参加しているところではありますが、その出席の際の利用状況としても、只今申し上げた人数程度であるという印象です。
小林委員	ありがとうございます。
坂本課長	はい、議長
渡辺会長	坂本課長。
坂本課長	只今の質問に関連してですが、運営推進会議の際に、各事業所の利用実績が報告されるところであります。本議案に限らず、当該報告によって、利用実績を把握しているところです。
小林委員	はい、ありがとうございました。

大塚委員 渡辺会長 大塚委員	他にご質疑ありますでしょうか。 はい。 大塚委員。 一般的な話としてですが、基準チェック表において、相談室は個室となっておりますが、介護保険における、この個室の概念はどのようなものでしょうか、例えば、カーテンによる仕切られた空間は、個室となるものでしょうか。
山田主任主事 渡辺会長 山田主任主事	はい、議長。 山田主任主事。 只今例にあげられました、カーテンで仕切られた空間、同様に家具あるいはパーティションなどで区切られた空間については、少なくとも資料のチェック表の個室には含めておりません。 ここに記載の個室とは、単純に部屋として間仕切りされたという意味で、個室と記載させていただいたところです。 なお、介護保険の概念としまして、カーテンによる仕切られた空間については、相談室等に必要な、プライバシー管理という視点から、認められないという見解が国から示されているところです。 つまり、相談室に関しては、個室もしくは遮蔽物等で仕切られた部屋である必要があるところですが、この遮蔽物等の中にもカーテンは認められないということです。
大塚委員 渡辺会長 大塚委員	はい。 大塚委員。 相談室は、単独で設置する必要はありますか、つまりその目的以外に使用している部屋を必要時に相談室として利用することも可能ですか。
山田主任主事 渡辺会長 山田主任主事	はい、議長。 山田主任主事。 相談室にあつては、その事業所毎に、あるいはその用途毎に例えば、静養室と相談室が個別に整備されることが望ましいということになっておりますが、それらの用途、それらの事務に支障の無い範囲であれ

	ば、必ずしも専有する必要はないという規定もございますので、もし、これらが専有されていないという事業所があった際には、実態を確認させていただいたうえで判断させていただくということになってきます。
大塚委員	ありがとうございました。
渡辺会長	他にご質疑、ご意見ございますでしょうか。
	……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございます。 只今の議論の中で、本運営協議会の意見といたしまして、「指定することが適当である」との答申で、いかがでしょうか。
	……委員から「異議なし」の声あり……
渡辺会長	異議なしと認めます。それでは、議案第２号「指定地域密着型サービス事業者の指定更新について」の本運営協議会の意見は、「指定することが適当である」との答申といたします。 答申書の文面につきましては、先ほどと同様に、私に一任いたしますでしょうか。
	……委員から「異議なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、そのように取り扱わせていただきます。 続きまして、議案第３号「地域包括支援センターの運営業務委託先法人の選定の承認について」を議題といたします。
小柴委員	はい、議長。
渡辺会長	小柴委員
小柴委員	議案第３号「地域包括支援センターの運営業務委託先法人の選定の承認について」は、私は当事者となりますので、退席を許可願います。
渡辺会長	はい、退席を許可します。 …… 小柴委員退席 ……
渡辺会長	それでは、事務局の説明を求めます。
大川係長	はい、議長。
渡辺会長	はい、大川係長。
大川係長	それでは、議案第３号「地域包括支援センターの運営業務委託先法

	人の選定の承認について」ご説明申し上げます。 協議会資料の7ページをお開き願います。 地域包括支援センターの委託につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするために、高齢者個々の状態の変化とニーズに応じて、介護予防対策、介護サービスなどのサービスを切れ目なく継続して提供していくに当たり、地域包括支援センターの果たす役割が益々大きくなっている中、現在、委託している地域包括支援センター運営業務の契約期間が今年度までとなっておりますことから、介護保険事業計画に沿い、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置すべく、平成29年度からも引き続き地域包括支援センターの運営業務を委託するため、その受託法人を募集することについて、昨年8月25日開催の第2回運営協議会で承認をいただいたところです。 昨年10月21日から、11月18日までの間、受託法人の公募受け付けをしましたところ、3つの社会福祉法人から応募がございまして、これらの社会福祉法人について、11月28日に提案審査を行った結果、応募のあった3つの社会福祉法人を地域包括支援センター運営業務に係る受託候補法人として選考した旨の通知をいたしました。 この度、これらの法人と地域包括支援センター運営業務に係る委託契約を締結するに当たりまして、富津市介護保険条例第2条の3の規定により、本介護保険運営協議会の承認を求めようとするものでございます。 以上で、議案第3号「地域包括支援センターの運営業務委託先法人の選定の承認について」の説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 事務局の説明は終わりました。ここでご質疑、ご意見等ございますか。
渡辺会長	
今木委員	はい。
渡辺会長	どうぞ、今木委員。
今木委員	本議案については、昨年から本協議会において、内容についても協

渡辺会長	議させていただいた中で、経営が非常に苦しいという状況の中で、引き続き法人が手をあげていただいて、非常にありがたいと思いますので、是非お願いしたいと思います。 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。 この件につきましては、只今、今木委員のおっしゃったとおり、承認するという方向で進めたいと思いますが、何かご異議ございますでしょうか。 ……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、議案第3号「地域包括支援センターの運営業務委託先法人の選定の承認について」の審議を終了いたします。 ここで、先ほど退席を許可しました小柴委員の入席を許可します。 …… 小柴委員入席 ……
渡辺会長	続きまして、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業の実施について」事務局の説明を求めます。
大川係長	はい。
渡辺会長	大川係長。
大川係長	報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業の実施について」をご説明申し上げます。 それでは、運営協議会資料の8ページをお開き願います。 本年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業へ、円滑に移行するため、事業所、ここで事業所とは、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、訪問介護事業所及び通所介護事業所を指しますが、当該サービス事業所や市民への周知を行いましたので、それについて、ご説明をさせていただきます。 そのうち、事業者説明会は2回行っております。昨年12月14日に行った1回目には、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、訪問介護、通所介護事業所の合計69事業所、106人の出席がありました。 また、今月15日の2回目を実施しましたところ、62事業所、62人の出席のもと、資料にございます、内容の欄に記載の項目について、説明を行いました。

渡辺会長	今後、広報ふつつ3月号や市ホームページ、また今後4月以降に作成します、介護保険パンフレットにおいて、市民周知を行う予定です。 以上簡単ではございますが、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業の実施について」の説明を終わります。 事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。 ……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、報告第1号「介護予防・日常生活支援総合事業の実施について」の報告を終了いたします。 続きまして、報告第2号「高齢者福祉・介護保険に関するアンケートの概要について」事務局の説明を求めます。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田主任主事	それでは、報告第2号「高齢者福祉・介護保険に関するアンケートの概要について」をご説明申し上げます。 資料は9ページでございます。 このアンケートにつきましては、平成30年度から始まる、第7期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画を策定するにあたり、高齢者の状態やニーズを把握するため、重要な資料とするために、今月2月10日から3月3日にかけて実施しているものであります。 アンケートの種類につきましては7種類、対象者数は中段の表の右にありますように4,900件弱とし、40歳以上の方から市内の事業者などに郵送させていただきました。 また、本日2月22日時点での回収率につきましては、最終的な発送数4,796件に対しまして、1,675件の回収がありましたので、34.9%となっております。 参考としましては、前回のアンケート回収率が、57.2%となっておりますので、順調にご回答いただけていると思っております。 今後のスケジュールについてですが、今年度は、このアンケート調査を分析し、報告書を作成いたします。

	そして、来年度はこの報告書を活用しながら、現行の事業計画の評価を行い、サービス事業量を見込み、保険料の算定を進めてまいります。 また、総合事業の今後の展開等も協議しながら、庁内においては検討委員会の設置を予定しております。また、パブリックコメントや当運営協議会におきましても、ご意見を頂きながら策定してまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力の程よろしくお願いいたします。 以上で、報告第2号「高齢者福祉・介護保険に関するアンケートの概要について」の説明を終わります。
渡辺会長	事務局の説明は終わりました。ご質疑、ご意見ございませんか。
大塚委員	はい。
渡辺会長	大塚委員。
大塚委員	アンケートの実施方法についてですが、郵送によるやり取りのみですか。インターネット等の活用はしましたか。
山田主任主事	はい、議長。
渡辺会長	山田主任主事。
山田主任主事	お答えいたします。今回のアンケートにつきましては、郵送により発送し、郵送にて返信をいただいております。 インターネットによる回答はいただいております。
大塚委員	はい、ありがとうございます。
渡辺会長	他にご質疑、ご意見ございませんか。
	……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	それでは、ご質疑、ご意見もないようでございますので、報告第2号「高齢者福祉・介護保険に関するアンケートの概要について」の報告を終了いたします。 以上で、本日の審議は全て終了しました。 委員の皆さんから「その他」で何かありますか。
今木委員	はい。
渡辺会長	はい、今木委員どうぞ。

今木委員 大塚委員 渡辺会長 大塚委員	容にも対応するため、このような記載としておりますが、かえって分かりずらく、依頼も少ないものと思われますので、具体的な内容にするとともに、そのメニューの１つに本件を加えられないかという点は検討したいと思っております。 ありがとうございました。 はい、よろしいでしょうか。 大塚委員。 私も、薬剤師会で２度講習を受け、リングをいただいているところですが、やはり、知らない人がいっぱいいるというのは、私も感じる場所です。 また、講習においては、助けや問い合わせに対し、対応するよう指導を受けたと認識しておりますが、私はこれまで、この問い合わせを受けたことがなく、つまり、サポートもしたことがありません。 例えば、市の広報活動の中で、遠慮せずに頼ってくださいというような周知内容も検討いただければと思います。
井戸委員 渡辺会長 井戸委員	はい。 井戸委員。 私は、民生委員をやっておりますが、所要時間はどの程度なのでしょうか、周知の一環として、民生委員にも、同様の研修を受講させていただければと考えておりますが。
渡辺会長	只今、井戸委員の話にもありましたが、区や地域単位でも実施できないか、検討いただければと思います。
大川係長	はい。
渡辺会長	大川係長どうぞ。
大川係長	講習会の所要時間としましては、１時間半程度でございます。 なお、大人数の方が同時に参加いただくということが望ましくありませんので、例えば、民生委員さんであれば、富津地区、大佐和地区、天羽地区と分けて実施できれば、説明等の行き届く、丁寧な講習になるかと思えます。
井戸委員	ありがとうございます。

渡辺会長	委員の皆さんから「その他」で何かありますか。
	……委員から「なし」の声あり……
渡辺会長	では、事務局から「その他」で何かありますか。
坂本課長	はい。
渡辺会長	坂本課長どうぞ。
坂本課長	はい、今年度をもって、介護保険運営協議会委員の任期が満了となりますので、ここで市長より、ご挨拶させていただきます。
高橋市長	はじめに、本日は各議案等に対しまして、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。
	また、今木委員、大塚委員には、最後に認知症サポーター養成講座、オレンジリングに関するご意見をいただきました、ありがとうございました。
	たまたま、私と部長だけ身に着けていないような状況でございますけれども、私と部長ももちろん、講座は受けさせていただいております。やはり身に着けることが大事だということが、本会議に参加させていただいて、強く感じたところでございます。
	また、井戸委員、渡辺会長には、今後の取り組みについて、お話をいただきましたが、しっかりと準備をして、声をかけていただいたところにお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
	さて、只今担当課長から話がありました、委員の皆様の中で、今年度3月末をもって、任期を終えられる方々がいらっしゃいます。
	退任される皆様方におかれましては、本市の介護保険事業が円滑、適正に運営されるため、ご指導ご支援いただきまいましたことについて、心から厚く感謝申し上げる次第でございます。
	また、4月以降も引き続き、お願いする方もいらっしゃると思います、どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。
	簡単ではございますけれども、委員の皆様方の今後ますますのご健勝と、引き続き、富津市政に対してのご支援ご協力を重ねてお願い申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

渡辺会長	どうもありがとうございました。 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、平成 28 年度第 4 回富津市介護保険運営協議会を終了いたします。 長時間にわたり、大変お疲れ様でした。 閉会（16：24）
-------------	---